

第15回企画部会 議事録

1 日 時 令和3年3月24日（水）11:30～12:15

2 場 所 総務省第2庁舎 7階 大会議室

3 出席者

【委員】

北村 行伸（部会長）、椿 広計（部会長代理）、伊藤 敦子、岩下 真理、川崎 茂、
神田 玲子、清原 慶子、佐藤 香、白塚 重典、津谷 典子、中村 洋一、宮川 努

【臨時委員】

川口 大司

【審議協力者】

厚生労働省政策統括官（統計・情報政策担当）

【事務局（総務省）】

岩佐大臣官房審議官

統計委員会担当室：萩野室長、栗原次長、鈴木次長、重里次長

政策統括官（統計基準担当）：吉開政策統括官、山田統計企画管理官

4 議 事

令和2年度委託研究結果について（報告）

5 議事録

○北村部会長 それでは、ただ今から第15回企画部会を開催いたします。

昨今の情勢に鑑み、会議の時間を短くするため、事務局による議事と資料の説明については、省略させていただきます。

本日は議事次第のとおり、統計委員会担当室の令和2年度委託研究結果についての報告があります。

それでは、議事に入ります。令和2年度委託研究結果についてです。事務局から御報告をお願いいたします。

○鈴木総務省統計委員会担当室次長 統計委員会担当室の鈴木でございます。今回、一番奥に座っていらっしゃいます川口大司臨時委員のアドバイスを頂きながら委託研究を進めさせていただいております。

時間も限られておりますので、要点について横長のパワーポイント資料に沿って御説明をさせていただきます。

資料左下の4ページに見取図がございますので御覧ください。今回、厚生労働省、国税庁、人事院等が発表している賃金関連統計の比較検証を行い、かつ全体としての賃金関連統計の体系等についても検討しております。

6つの課題がございますが、大きく3つに分けております。一番左側の調査対象の比較は、ユーザーの利便性の向上の観点から、公表値では1人当たり賃金等が違っている場合、属性情報を調整するなどして合わせられることができるかといったようなチェックを行いました。

真ん中の2～4については統計精度の検証に関するもので、2番が調査方法の影響、具体的には無作為抽出等の検証です。3番目は調査の回答状況の分析、そして4番目が行政記録情報を使ったという話がございますが、その影響等について御説明します。

右側が3つ目のものございまして、賃金関連統計の体系ということで、実態の把握に資するかどうかという観点で、5番として母集団情報の比較、そして6番として品質を固定した、属性情報を固定した賃金指数の試算を行っております。

5ページにありますのが、統計でございますが、左側の3つにつきまして、今回、調査票の個票をお借りして、まとめて分析しております。

なお、国税庁の民間給与実態統計調査については、今回初めて分析のために御提供いただいたということでございますし、賃金構造基本統計調査は1989年からの長期の個票を大量に提供していただいております。

それでは、話を進めさせて、1番目ですが、6ページのところに移ります。いろいろ統計間の比較を行っておりますが、ここでは賃金構造基本統計調査と民間給与実態統計調査の差についてお話しします。

6ページ右下のグラフにありますとおり、1人当たり賃金の公表値は、レベルに多少差がございますので、属性情報をそろえて比較をしようということです。具体的には、賃金構造基本統計調査に合わせて5人以上の事業所を対象を絞ったり、逆に公営事業所を賃金構造基本統計調査から除いて民間給与実態統計調査と合わせたりといったような処理を行っております。

8ページを御覧ください。結果から申し上げますと、賃金構造基本統計調査と民間給与実態統計調査の結果は、ほぼ一致させることができました。対象の違いを調整して、その差は解消したと考えております。

9ページです。両統計につきまして、一昨年の諮問審議におきまして非正規比率が違うのではないかと御意見を頂きましたので、それについても今回、分析しております。

結論を申し上げますと、非正規比率のレベルの違いにつきましては、属性を調整しても合わなかったというところがございます。その原因については、可能性でしかないわけですが、9ページの下の方に小さい字で記載しているとおり、賃金構造基本統計調査は、正社員を先に定義して、残りを非正規とカウントする一方、民間給与実態統計調査では、非正規を先に定義してから、残りが正社員になるという決め方です。順番が若干違っておりますので、賃金構造基本統計調査がどの定義を使っても非正規比率が高めになるということです。

なお、民間給与実態統計調査につきましては、労働者の分類の定義を賃金構造基本統計調査など、一般的に使われている基準に合わせる予定と聞いておりますので、このレベル差は将来的には解消する可能性もあると考えております。

続いて、2番目のサンプルの偏りの有無の問題について、検証結果を御報告いたします。12ページまで飛んでいただきますが、検証方法としましては、事業所番号を使いまして、毎月勤労統計をいわゆる事業者票と見立て、賃金構造基本統計調査の個人票と突き合わせて、無作為抽出が行われているかを検証しました。民間給与実態統計調査につきましては、調査の中に事業者票と個人票がございますので、それを比べて個人票の抽出が無作為に行われているかということを検証しています。

13ページに結論がございますが、まず全体として見ますと、賃金構造基本統計調査も民間給与実態統計調査も大きな偏りはないと結論づけております。その上で、あえて子細に見てみますと、13ページの下の方の左側にあります全体で見ていただくとお分かりのとおり、青字になっております労働日数とか労働時間といったところで、毎月勤労統計調査よりも賃金構造基本統計調査が若干高めの数字になっているということがございました。

ただ、総給与額のところはマイナス0.4万円ということで、ほとんど差がありませんので、問題はないのですが、さらに少し深掘りしますと、男性の方の賃金は若干低め、女性の方は賃金が若干高いということで、それが打ち消し合った形で平均賃金の差がなかったというような結果が得られております。

続いて、14ページの民間給与実態統計調査の無作為抽出ですが、こちらは実は事業者票と個人者票はほぼ一致しておりまして、偏りなく抽出されているということが確認できております。

15ページに、どちらも抽出として無作為で問題はないのですが、あえて差があるとすれば何かということ考えた可能性の一つとして、どちらも等間隔抽出法ということで無作為抽出をお願いしているわけですが、賃金構造基本統計調査の方は一例としての提示で、その他の無作為の方法もできれば可能という形にしているようです。

一方、民間給与実態統計調査の方の記入マニュアルを見ますと、等間隔法というものを知らなくても、機械的に労働者を選べるような作業手順書みたいなものが提供されていて、それに従うだけで言えば無作為に抽出ができるような形になっておりますので、そういった点が多少差につながったと考えております。

3番目、今度は回答率の話に移らせていただきます。17ページまでお進みください。今回、分析では事業所属性、産業分類ごとの回答率の違いですとか、事業所規模による回答率の違いもやっておりますけれども、今回は新たに過去の回答パターンが今回の調査にどういった影響を及ぼすかということ、個票を使って新しく分析しております。今回は、その部分についてのみお話をさせていただきます。

19ページを御覧ください。まず1つ目の分析として、前々回、前回の回答状況によって、今回の回答がどういった影響を受けたかという分析になります。上段が賃金構造基本統計調査、下段が民間給与実態統計調査の結果ですが、どちらも共通の傾向が出ておりまして、例えば一番上の2回連続で未回答だった場合、今回、回答する割合は22%とか28%にとどまるということが分かりました。

逆に2回連続で回答していただいた一番下の欄を見ていただきますと、賃金構造基本統計調査、民間給与実態統計調査とも92%が今回も回答していただいているということで、

何らかの理由によって回答していただける場合は、引き続き回答できるけれども、そうでない事情がある場合には回答率が下がるというような結果が得られました。

今の分析を20ページでもう少し長くいたしまして、長い回数でどうだったかというのを見ております。ここでは、年次の調査ですが、過去に5回以上対象となっている事業所を選びまして、その中で5回以上全部回答している先、あるいは一度も回答していない先がどれぐらいあるかというところを調べてみました。

これも左側の賃金構造基本統計調査と右側の民間給与実態統計調査ではほぼ同じ結果ですが、まず一番多いのは全回答していただいている割合でして、賃金構造基本統計調査では7割以上、民間給与実態統計調査でも5割程度が全数回答となっております。逆に一度も回答していただいている事業者の割合は大体2%から、高いときで4%程度ということになっておりました。

21ページのところで簡単な結論をまとめておりますが、今回はデータの分析だけございまして、ヒアリング等は特に行っておりませんけれども、今後、それぞれの統計調査におきまして非回答率の部分について、どういった事情があるかというようなことをヒアリングしていただくとともに、ナッジなどの行動経済学の理論を使いながら、なるべくうまく回答を促すような形にする、答えやすいような工夫をしていくということの検討が今後重要になってくると考えております。

4点目、行政記録の活用の話に移らせていただきます。国税庁の民間給与実態統計調査におきましては、令和元年度調査、昨年2月頃に行われた調査から、源泉徴収票などの企業側にある行政記録情報から、自動的に統計調査の調査票に数字を転記する、ここでは転記ツールと呼んでおりますが、この提供を始めております。今回、その提供結果、アンケートを行った結果について情報を提供していただいたので、我々のほうで初めて分析を行っております。

結果につきましては24ページを御覧ください。まず、転記ツールの利用率ですが、右上の表でもありますとおり、利用率は31%、未利用率が68%となりまして、3分の1ぐらいの企業が、この転記ツールを使っております。規模別で見ますと、左下になりますが、5,000人以上では85%の事業所が、この転記ツールを使って、利用率が非常に高くなっておりますが、それ以外の規模の事業所では3割～4割程度の利用にとどまったということです。

25ページは、その転記ツールを使った事業所と使わなかった事業所の回答の差異について検証しております。ここでの分析では、給与額のほかに税額を記入する欄があるのですが、その税額のところがゼロとなっている割合が減り、税額のところが率にして1～5%ないし6～10%という回答が若干増えるという傾向が見られました。

ただし、統計的に有意なのは、グラフでお示ししているとおり6～10%の税率の場合ですが、調査を自動転記ツールで機械的に転記することによって、きちんと数字を把握することができて、その分だけ正確性が向上したとも考えられる結果となっております。

27ページに行きまして5番目の母集団情報の比較検証の概要を御説明します。ここでは3つほどテーマを選んでございまして、まず、賃金構造基本統計調査が5人以上、民間給与実態調査が1人以上ということで、この差であります1人～4人の部分の賃金状況を調べ

ております。

2つ目は、民間給与実態統計調査でもカバーされない、いわゆる雇主のない自営業者、ここではフリーランスと呼んでいます。この人たちがどういった特徴があるかということ調べました。さらに、民間給与実態統計調査と賃金構造基本統計調査の間で逆に高所得者層のところの把握の状況がどうかということ調べた。この3つをやっております。

なお、この研究を始めるに当っては、業界団体等へのヒアリングも行いたいということは考えておりましたが、時間の制約もございまして、今回、ヒアリング等は一切行っておりませんので、データ分析が中心であるという点は、あらかじめ御容赦いただきたいと思っております。

29ページへお進みください。まず、民間給与実態統計調査を使いまして、1人～4人の事業所と5人以上の事業所の違いというものを見てみました。そうしますと、まず、4人以下の事業所は女性の割合が高く、年齢も高く、勤続年数も長い傾向があります。しかし、給与については低いということになっておりまして、パーセントにすると19%ほど低いという結果が得られております。

2つ目、雇主のない自営業者、フリーランス労働者でございますが、ヒアリングを行えなかったために、今回、5年に一度の就業構造基本調査を使い、改めて対象者を分析してみました。全体の5%ちょっとが、その対象になるのですけれども、グラフを見ていただくとお分かりのとおり、約60%の人が年間所得200万円未満に分布しておりまして、それ以外の自営業者での33%に比べて非常に高い数字になっております。

ただ、就業構造基本調査は5年に一度でありますし、給与額につきましてもレンジでしか把握できませんので、若干、その辺に分析の限界がございました。

3点目、賃金構造基本統計調査と民間給与実態統計調査の高所得者層の分布状況の違いというのを調べております。役員などは除かれる場合があるのですが、給与が支払われる場合には、調査対象になるということで、900万円以上の分布のところ、95パーセントイルなのですが、そこでの分布の状況を2つの統計で比較しました。すると、両者を比較しますと、民間給与実態統計調査の方が裾野が厚く、賃金構造基本統計調査の方が裾野が小さいという結果でした。

事情は定かではない部分もありますが、民間給与実態統計調査の方は2,000万円以上を全て調査対象にするなど、高所得者の把握に若干手厚い対応をしているというようなところがありますので、その差が出たと思っておりますが、特に全体として見ると、それほど大きな差ではないのですが、2つの統計を用いる際の留意点にはなろうかと思っております。

最後、33ページに今回行いました品質固定した賃金指数の試算ということをお説明します。高齢化、あるいは女性の労働参加、大学進学率の上昇など、様々な属性が1人当たり賃金に影響を与えていますので、そういった属性をコントロールしてみようというのが、ここでの推計です。

34ページの真ん中にございまして、3つの方法で推計しておりますが、属性としては年齢、性別、学歴、都道府県、これは物価の違いということ意識しておりますが、この4つの属性をコントロールしております。

35ページに、その結果を大きなグラフでお示ししております。詳細は割愛しますが、連鎖ラスパイレスという黄色の真ん中ぐらいに位置するグラフを御覧いただきたいのですが、全体として2004年から後、2000年代後半に入りましてから、こういった属性情報の変化が1人当たりの単純な平均賃金と差が見られるような傾向がはっきりと出ております。

これは、女性の労働参加や、高齢者の就業継続といったようなこととかが作用していると考えておりますが、黄色い線は1人当たり賃金より下がっておりまして、これは男性の労働者の賃金下落の影響がより強く表れたというふうに見ております。

36ページ目以降は、さらに詳細な分析をしておりますけれども、本日の説明では割愛をさせていただきますと思います。

取りあえず、私からの説明は以上です。

○北村部会長 ありがとうございます。

それでは、ただ今の御報告について御質問があればお願いします。清原委員。

○清原委員 大変貴重な研究をしていただきまして、ありがとうございます。1点お伺いしたいと思います。22ページ以降の行政記録情報の活用可能性の検討についてです。

回答者の、すなわち調査対象者の負担を軽減するとともに、回答の正確性を期すためにも行政記録情報の活用というのは大変重要な方向性だと思います。

今回の研究で民間給与実態統計調査について、初めてデータが提供されたということをお伺いしましたが、その調査においては転記ツールというのが使われていて、そのことを活用して影響を検証したということで、3割の方が使われていたということですが、1つ伺いたいのは、国税庁による民間給与実態統計調査以外で源泉徴収票等情報転記ツールのようなものが使われていることを確認されたかどうか。あるいは今回の研究を通して賃金関連のほかの調査においても、転記ツールの使用可能性ということが検討されていらっしゃるかどうかということが1点です。

2点目は、そうはいつでも3割程度の利用者であったということで、25ページに税額ゼロが減ったという効果が確認された。ただ、統計的に有意なのは6～10%のみであったということも紹介されましたけれども、もちろん転記ツールが使われて、それが統計的に有意であるということが望ましいわけですが、もし、これが3割ではなくて、もう少し転記ツールの利用率が上がった場合、優位性が高まるというふうに推計されたでしょうか。

今後、行政記録情報の活用ということについては、ほかの調査においても、コロナ禍の中、検討が必要な分野だと思ひまして、大変貴重な研究でございますので、質問させていただきました。よろしく申し上げます。

○鈴木総務省統計委員会担当室次長 まず、自動的ツールのようなものをほかの統計でも利用しているかどうかということについては、申し訳ないのですが、私のほうでは把握しておりませんが、極めてまれなといいますか、画期的なことであると思っております。

従来、府省で持っている行政記録を統計活用するという発想はあったのですが、国税庁の場合は、給与が年収500万円以下の源泉徴収者についての情報を個人レベルでは持っていないという制約があったために、逆に給与台帳や源泉徴収の記録として企業側にあるで

あろう、そういった500万円以下の従業員を含めた行政記録情報を転記してもらおうという一種の逆転の発想で、こういうツールを開発されたというふうに理解しております。

給与台帳などから転記しやすかったという条件もあったとは思いますが、これが第一歩として実現したのではないかというふうに思っております。

2点目について、質問の意味を取り違えている可能性があるかもしれませんが、今後、利用率が上がっていった場合に、ゼロと記入されていたところに税額が入ったという話がどういふ変化をするかという点なのですけれども、利用率が高まって、データが増えて、統計的な有意が高まるということはあるかと思っております。

今回は、給与額の欄ではなくて、それに対応する税額の欄のところにゼロと書かれていたところに税額が入ったということなので、賃金統計としての影響という意味で言うと影響はないのですが、やはり調査票を見たりしますと、きちんとその欄にも書いていただくということが調査全体の精度向上にはなると思っていますので、その点については、実施している国税庁に2回目以降の状況などを見ていただいて、もし対応するべき点があれば対応していただきたいというふうに考えております。

○北村部会長 ありがとうございます。

○清原委員 どうもありがとうございました。

○北村部会長 川口臨時委員、何か行政記録に関して感じられたこととか、知見があれば教えてください。

○川口臨時委員 今、鈴木次長から御説明いただいたことがほとんど全てで、これから行政情報の利用が進んでいくと、統計精度の向上が図れるのだらうと思います。

今回、本当に国税庁の試みが革新的で、このようなものを評価する機会が得られて、実際に有用性が示せたというのは成果の一つではないかと考えております。

○北村部会長 ありがとうございます。ほかに御質問はございますか。中村委員。

○中村委員 大変すぐく詳細な分析を見せていただきまして、ありがとうございます。SNAのコスト型のデフレーター、建設などでは毎月勤労統計調査の定期給与指数などを使っておりますので、それが本来の賃金指数とでどのぐらい違うのかということは、少し不安に思っていたのですが、35ページの図で連鎖ラスパイレスと比べて、あまり違いがないとも言えますので、少し安心したということではありますけれども、ただ、建設のデフレーターの中のアウトプット型のデフレーターについても研究が始まっているところですので、そういうことの重要性がまた確認されるのかなという気がいたしました。

○北村部会長 ありがとうございます。ほかに。川崎委員。

○川崎委員 大変意義深い研究、ありがとうございます。大変勉強になりました。

2点ほど、感想というか、質問があるのですが、27ページで母集団情報の比較をされているのですが、興味が2つあって、上から2つ目のところで、従業員1人以上4人以下事業所がどうなるのかなというのがあるのですが、こういうことを考えていきますと、もしかして賃金構造基本統計調査と民間給与実態統計調査のサンプルを足して、同じベースで新賃金構造と同じような統計表をこれから出していく、標本を組み合わせることで出していくという可能性があるのかなと思うので、そうやっていくと、ひょっとして賃金構造の統計表

がより拡充できる可能性はないだろうかと思ったのですが、そういうことはあり得ることでしょうかというのが1点お尋ねしてみたいことです。

それから、もう一つは、4番目の黒四角ですが、高所得が賃金構造に含まれない可能性があるということですが、これももしかして標本をハイブリッドにするとか、何かそういうことはないだろうか、あるいは、そこを賃金構造でもきちんと捕捉するような工夫はないだろうかと思うので、この辺りのことは、今後、統計のカバレッジの改善に役立つかと思うので、その辺りをもう少し教えていただけたらと思います。

○鈴木総務省統計委員会担当室次長 どちらも、にわかにはお答えしづらい難しい問題だなと思ったのですが、まず、両方の統計で調査票をなるべく統一するというのは、賃金というものを調べているわけですから、省庁が違って同じ定義であるべきだし、利用者にとっても、その方が分かりやすいと思っているので、今後、調査票の統一化の方向に向けた検討がなされても、それは有意義だと思っております。

ただし、これは、研究を始める冒頭でも申し上げたことなのですが、事業所の単位が民間給与実態統計調査はK S Kという源泉徴収義務者という、より企業に近い単位で行われているのに対して、賃金構造基本統計調査の方、厚生労働省の方は事業所母集団データベースによっており、事業所単位で行われているということで、その違いがありますので、調査をうまく一つにするところになると、やはり相当ハードルは上がるのではないかと思っております。

2点目の高所得者層につきましても、まだ分析は1ページぐらいの分析結果しかお示しできていないのですけれども、今は定義というか、集計が母集団として少し違う可能性があるということら注意喚起していくということが、まず第1番目に必要だと思います。その上で標本のハイブリッドというもので、どちらかというとかバレッジの広い方に合わせていくとか、そういったようなことが考えられるのかもしれませんが、先ほど言いましたような、母集団の仕組みの違いというのが非常に大きいので、すぐにそういった方向で結論が出せるのはなかなか難しいのではないかと思っておりますので、これも今後の検討課題とさせていただきたいと思っております。

○北村部会長 ありがとうございます。神田委員。

○神田委員 今の川崎委員からの話、非常に重要な点だと思います。実査段階で一緒にならなくても、仮にそういう統計を集めて、二次統計的に加工統計を賃金で作るということもあり得るのではないかと思います。

フリーランスのところは調査が難しいということであれば、フリーランス協会のような業界団体に協力をさせていただいて、データをもらって加工していく。幾つかの統計、実査調査を加工しながら賃金を作ることも必要になっていくと思います。

それから、格差の問題についても、日本は格差が少ないと言われてはいますが、統計から、そもそも高額所得者が抜けているのであれば、格差が少ないのは当然で、そういう議論をしてもあまり効率的ではないと思います。是非、さまざまな統計の特徴を合わせながら、二次加工統計を検討していただくのがいいと思います。

あと、もう一つ、これは質問なのですが、20ページで4回調査で例えば回答が3

回だった、2回だったというのをお示しいただいたと思うのですが、調査対象回数と調査回答の回数の差で、全部に回答していない企業と全部に回答した企業の賃金の水準の差や、何か傾向が得られたのか、教えてください。

以上です。

○鈴木総務省統計委員会担当室次長 ありがとうございます。1つ目の方は御指摘のとおりで、この研究を始める冒頭、書面開催のときに神田委員からフリーランス協会等へのヒアリングもどうですかという御意見もいただいていたところですが、先ほど申し上げたとおり、時間の制約等もあってできなかったということで、数値を使った分析に替えさせていただいたという事情でございます。

2つ目の回答率のところも、今回は、調査名簿と回答者から集めた調査票を突き合わせるということで、回答、非回答を特定したにとどまっております、部分回答、要するに全数回答したところの平均賃金みたいなものは計算しておりませんので、御質問の趣旨としての回答しなかったところの賃金と回答したところの賃金に差があるのではないかということは、今回の研究では残念ながらできなかったということでございます。

○北村部会長 白塚委員。

○白塚委員 ありがとうございます。2000年代以降、やはりいろいろな非正規の人の増加や、女性の進出等で一つの平均的な賃金だけ見ていても仕方がないというのはよく分かったと思うので、非常によかったと思います。

川口臨時委員がやられていて、こういうことを言うのは申し訳ないのですが、品質を固定した賃金指数という言葉の使い方は適切ではないと思いました。ここでやっていることは、いくつかの属性をコントロールしているということで、品質は必ずしも固定されていないのです。標準的な経済学が想定する限界生産性が賃金に等しい世界では、賃金の違いは労働の品質差を反映しています。ここでは、限られた属性だけではコントロールしきれない要因が非常に重要であるということを言っていることになりますので、品質を固定したという言葉が繰り返し出てくることに、私としては非常に違和感を覚えました。

以上です。

○北村部会長 どうぞ。

○鈴木総務省統計委員会担当室次長 御指摘のとおりかと思えます。品質固定されたという点について、要するに先ほど申し上げた4つの属性しか、今、調整していないということでございます。研究を始める事前の段階でも、今、白塚委員のおっしゃられたとおりで、品質とは何かということ、属性イコール品質だというように決めつけずに、何が品質なのかという点について検討してほしいということを中村委員や清水専門委員からも御意見を頂戴していたところであります。

また、私個人も年齢を調整するということが、熟練であれば年齢で調整するとか、そういうことの意味は分かるのですが、単純に年齢で調整して、どういう結果が出るのだろうかとか、そういうところについて思いは少し巡らしたところではありますが、やはり定義の部分についての踏み込みが不足だった点は否めないと思っております。表現は今から直すのはなかなか難しいのですが、御指摘を踏まえて、属性を調整して、調整しきれない残っ

た賃金差というのが恐らく正しい理解ではないかと思っております。

○北村部会長 ありがとうございます。川口臨時委員、何かありますか、よろしいですか。

○川口臨時委員 まさに指数論の話で、根本的などころに関わるコメントでもあり、白塚委員の御指摘はもつともだと思えます。

では、価格が質をそのまま表わすかということ、これもまた難しい問題でございまして、当然、財の市場ですとマークアップの話が入ってきますし、労働市場においても限界生産物に従って賃金が払われているかどうかという点に関しては買手独占の話などがありまして、限界生産性を下回るような賃金支払いがされるという可能性も十分にございますので、なかなか難しい問題があります。できることとしては誤解を与えないように、学歴や年齢といったものを固定した上での指数であるという表現というか、これから報告書を変えるのは難しいというのは鈴木次長の御指摘のとおりなのですけれども、今後、この研究成果を外に向けて発信していく際には、誤解を招かないように行っていきたいと思えます。

それで、今回分かったことの一つの成果が、ラスパイレス型の指標に関しては、既に計算がされておるのですが、ラスパイレスは、労働者の構成を固定してしまいますので、固定したままの期間が非常に長いと実態からどんどんずれてしまうということがございまして、ここの部分を連鎖させると相当よくなるということが分かったというのが一つの成果なのかなと考えてございまして、実施される省庁におかれましても、もしも可能であれば、ラスパイレスが悪いというわけではないので、ラスパイレスの基準年を連鎖させることによって、どんどんアップデートしていくというような部分を実装の段階で考慮していただけると、今回、研究をやらせていただいた、あるいは鈴木次長がやってくださったわけですが、やったかいがあるのかなと思っております。

○北村部会長 ありがとうございます。それでは、そろそろ取りまとめさせていただいてよろしいでしょうか。

今年度の統計委員会担当室の委託研究は、毎月勤労統計調査、賃金構造基本調査、民間給与実態統計調査の3統計の公表データを使った分析でした。私からは、その結果を踏まえて3点ほどコメントしたいと思います。

第1は、ユーザー利便性の向上ということです。公表統計に見られる賃金水準の違いは、公表レベルで属性をそろえることで、おおむね調整されるということでしたが、公表統計を利用する多くのユーザーに類似統計間の相違点などについて分かりやすい情報提供をすることも大切ですので、今後、提供情報の充実をお願いしたいと思っております。

また、今、議論にあった属性固定されたような賃金指数の推計も、ユーザーにとって大変有益だと思いますので、ぜひ定期的な推定公表が行われることを期待しております。

第2は、統計精度の維持・向上に向けた不断の取組です。具体的には、今回分析対象とした統計調査だけでなく、他の統計も含めて、報告者向けの記入マニュアルの改善余地がないか、自主的に見直してもらいたいと思えます。

また、今回初めて時系列的な回答パターンの分析が示されましたので、研究結果を踏まえた未回答先への対処方法の検討など、回答率の維持・向上に向けた取組を期待したいと

思います。

第3は、行政記録情報の一層の活用です。今回、国税庁が導入した自動転記ツールを用いた行政記録情報の活用により、報告者負担が軽減されただけでなく、統計精度の改善につながる可能性も示唆されました。この点について、私は、本研究の開始に当たって、「行政記録情報の活用に関しては、具体的にどの行政記録情報が使えて、どの行政記録情報が使えないのかを詳しく検討していただきたい。これまで統計委員会では、行政記録情報の利用を一般論として要望してきたわけですが、今後はより具体的な行政記録情報の利活用に変えていく契機としていただきたい。」と意見を申しました。

現状では、国税庁が収集している源泉徴収情報も悉皆ではないなどの制約があることは承知しておりますが、地方自治体には情報があり、給与所得以外の税務情報なども有力な統計情報だと考えます。

今後は、諸外国の事例も参考にしながら、第Ⅲ期基本計画に書かれた行政記録情報の活用に向けて、各府省においてより具体的な取組を進めていただきたいと思います。

最後になりますが、調査に協力していただいた関係省庁や、本研究を指導された川口大司臨時委員と委託先の皆様に私からも感謝をしたいと思います。ありがとうございました。

本日用意いたしました議題は以上です。最後に事務局から連絡をお願いいたします。

○萩野総務省統計委員会担当室長 次回の企画部会につきましては、決まり次第連絡いたします。

○北村部会長 以上をもちまして、第15回企画部会を終了いたします。どうもありがとうございました。